

**広島市食品寄附マッチングシステム構築及び運用保守業務
に係る公募型プロポーザル手続き開始の公示**

令和 7 年 8 月 8 日

次のとおり提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務の概要

(1) 業務名

広島市食品寄附マッチングシステム構築及び運用保守業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日（金）まで

(3) 業務内容

別紙「広島市食品寄附マッチングシステム構築及び運用保守業務 基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）のとおりに。

(4) 概算事業費

本業務に係る委託料の上限額は、次のとおりとする（消費税及び地方消費税の額を含む。）。

ア システム構築業務

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

10,230,000 円※

※運用保守が生じた場合も含む

イ システム運用保守業務

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 10 年 3 月 31 日（金）まで 各年度 3,740,000 円

(5) 受託業者の選考方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

公募型プロポーザル手続き等の詳細については、「広島市食品寄附マッチングシステム構築及び運用保守業務 公募型プロポーザル説明書」（以下「説明書」という。）による。

2 参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 及び広島市契約規則第 2 条の規定に該当していないものであること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないものであること。
- (3) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第 19 条第 3 項の規定による公表が現に行われている者又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。

- (6) 広島市競争入札参加資格の「令和5年・6年・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-06 情報処理（コンピュータ関連）」に登録されている者であること。

ただし、これにより難い場合は、次の要件の全てを満たしている者であること。

ア 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていない者であること。

3 説明書、基本仕様書等の配布方法

説明書、基本仕様書等は、本市のホームページ【<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>】のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和7年度」からダウンロードできる。

ただし、これにより難い場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和7年8月29日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年9月26日条例第49号）第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日。以下同じ。）を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 配布場所

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎4階）

広島市環境局環境政策課

TEL 082-504-2505 FAX 082-504-2229

E-mail ka-seisaku@city.hiroshima.lg.jp

4 参加資格確認申請書等の提出

(1) 申込期間

公示日から令和7年8月20日（水）午後5時15分まで。

(2) 提出方法

電子メールにより提出すること（受信日時を申込時点とする。）。宛先は前記3(2)とし、件名を「広島市食品寄附マッチングシステム構築及び運用保守業務参加資格確認申請書」とすること。電子メールを送付した後、電話により受信確認を行うこと（電話による受信確認は、閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。）。

(3) 参加資格確認結果の通知

令和7年8月21日（木）までに参加資格確認結果を通知する。

5 質問の受付と回答

(1) 説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和7年8月20日（水）午後5時15分まで。

イ 受付方法 基本仕様書等に関する質問書（様式 2）に記入の上、電子メールで提出すること（受信日時を申込時点とする。）。宛先は前記 3(2)とし、件名を「広島市食品寄附マッチングシステム構築及び運用保守業務についての質問」とすること。電子メールを送付した後、電話により受信確認を行うこと（電話による受信確認は、閉庁日を除く毎日。午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。）。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、電子メールにより質問者に直接回答するとともに、前記 3(2)において、令和 7 年 8 月 29 日（金）までの閉庁日を除く毎日、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（ただし、令和 7 年 8 月 29 日（金）は正午まで）閲覧に供するものとし、広島市ホームページにも掲載する。

6 提案書の提出期限及び提出方法等

(1) 提出期限 令和 7 年 8 月 29 日（金）正午

(2) 提出方法 電子メールにより提出すること（受信日時を申込時点とする。）。宛先は前記 3(2)とし、件名を「広島市食品寄附マッチングシステム構築及び運用保守業務企画提案書」とすること。電子メールを送付した後、電話により受信確認を行うこと（電話による受信確認は、閉庁日を除く毎日。午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。）。

7 審査

(1) 審査方法

企画提案書の記載内容及びプレゼンテーション・質疑応答を踏まえ、あらかじめ定めた提案の評価基準に従い、広島市食品寄附マッチングシステム構築及び運用保守業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査する。

(2) 評価基準

説明書による。

(3) 審査結果の通知

受託候補者を特定した後は、速やかに提案者全員に書面にてその結果を通知する。

8 その他

その他の詳細は説明書による。